

日本遺産「桃太郎伝説」多言語音声ガイド整備業務委託仕様書（案）

1. 委託名

日本遺産「桃太郎伝説」多言語音声ガイド整備業務委託

2. 業務目的

平成30年度に『「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～』（以下、「本日本遺産」という。）が日本遺産に認定されて以降、『日本遺産「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま』推進協議会（以下、「協議会」という。）では、そのストーリーや構成文化財等の魅力を多くの人に知ってもらうための事業を展開してきた。本事業は、本日本遺産の知識がない日本人や訪日外国人観光客（以下、「外国人観光客等」という。）にとって分かりやすく魅力的な『日本遺産「桃太郎伝説」多言語音声ガイド』（以下、「多言語音声ガイド」という。）を整備することで、言語の壁を取り払ったインバウンド対応を進め、本日本遺産のストーリー・構成文化財等の魅力を分かりやすく伝え、外国人観光客等の満足度を向上させることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業概要

本事業で整備する多言語音声ガイドは、利用者がスマートフォン等の端末からアクセスし、対象スポットにおいて、選択した言語で本日本遺産についての多言語音声ガイドを聴くことができる仕組みとする。

また、解説原稿、写真・イラスト、地図表示機能を組み合わせた多層的な情報提供を行うことで、視覚的にも理解しやすいガイド環境を整備する。これにより、外国人観光客等に配慮したアクセシビリティの向上を図る。

さらに、ガイド内容については、日本遺産のストーリー性を活かし、歴史的背景や文化的価値を体系的に理解できる構成とすることで、外国人観光客等が本日本遺産の魅力を深く体感できるものとする。

5. 業務内容

次に挙げる本日本遺産の構成文化財及び構成文化財を所蔵する場所を対象スポットとし、たうえで以下の業務を一体的に実施すること。

【対象スポット】

4市（岡山市・倉敷市・総社市・赤磐市）内の16か所。

- ①吉備津神社（岡山市北区吉備津 931-1）
- ②吉備津彦神社（岡山市北区一宮 1043）
- ③矢喰宮（岡山市北区高塚 108）
- ④造山古墳（岡山市北区新庄下 789）
- ⑤牟佐大塚古墳（岡山市北区牟佐 1018）
- ⑥両宮山古墳（赤磐市馬屋 561-1）
- ⑦鬼城山（総社市黒尾 1101-2）
- ⑧こうもり塚古墳（総社市上林）
- ⑨楯築遺跡（倉敷市矢部）
- ⑩箭田大塚古墳（倉敷市真備町箭田）
- ⑪吉備の中山（北区一宮 1043）
- ⑫白山神社の首塚（岡山市北区首部 105）
- ⑬血吸川（総社市東阿曾 2331）
- ⑭作山古墳（総社市三須 480）
- ⑮浦間茶臼山古墳（岡山市東区浦間 739-1）
- ⑯鯉喰神社（倉敷市矢部 109）

（１）多言語音声ガイドシステムの整備

受託者が所管する既存の多言語音声ガイドシステム（以下の①～⑦を満たしていること。）に、本日本遺産のコンテンツを掲載するものとする。なお、言語切替機能を含め、利用者が直感的に操作できる、視認性・操作性に優れた表示画面のデザインと仕様を提案すること。提案にあたっては、写真やテキストの配置など、画面構成を具体的にイメージできる図案を提示すること。また、当該ガイドシステムのPR ポイント（利用者数、強み、訪日外国人に対しての周知方法など）を記載すること。

- ①iOS アプリ、Android アプリおよびウェブブラウザでも多言語音声ガイドを体験できること。
- ②掲載コンテンツの内容が、アプリ上で、音声だけでなく、テキストと写真でも表示されるような仕組みであること。
- ③表示言語が５言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）に対応していること。また、音声が４言語（日本語、英語、中国語（標準中国語）、韓国語）に対応していること。
- ④通信費を除き、掲載コンテンツの視聴に費用を要しないこと。
- ⑤旅行前や旅行後など、対象スポットから離れた場所でも多言語音声ガイド等掲載コンテンツの視聴が可能であること。
- ⑥オフラインの状態でも多言語音声ガイドを使えるように設定されていること。

⑦言語ごとの利用者数の集計が可能であること。

受託者は、各言語の一か月の利用者を集計し、翌月 10 日までに電子メールで報告すること。

※コンテンツ公開（令和 9 年 2 月 1 日（月））後から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで集計すること。

（２）音声ガイドの制作

多言語解説音声は、人の声により収録することとし、後述（２）-③の多言語解説原稿を読み上げるものとする。

多言語解説原稿の作成にあたっては、観光庁が作成した「HowTo 多言語解説文整備」、文化庁の日本遺産ポータルサイトの本日本遺産に関するページを参照すること。

①ガイドの全体構成について

本日本遺産は「温羅伝説」と「古代吉備国」の要素から構成されている。そのうえで、本日本遺産について、各対象スポットをどの順番で解説し、分かりやすく体系的に伝えるか、ガイドの全体構成を提案すること。なお、外国人観光客等が本日本遺産の概要を容易に理解できる工夫をすること。

②取材・撮影について

外国人観光客等に対して、本日本遺産の魅力を正確かつ魅力的に発信するための、現地での取材・撮影を行うこと。なお、取材、撮影にかかる費用は全て本業務委託料に含み、対象施設やヒアリング対象との調整は受託者が行うものとする。

③多言語解説原稿の作成について

- （ア）５言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）の多言語解説原稿を作成すること。
- （イ）外国人観光客等に分かりやすい多言語解説原稿を作成するための作成方針を提示すること。
- （ウ）受託者は、執筆した多言語解説原稿を協議会に提出し、協議会からの指摘事項に対して協議の上、適宜修正すること。
- （エ）対象言語のネイティブスピーカーによる第三者チェックを行うこと。
- （オ）作成した多言語解説原稿は、字幕として画面に表示すること。

④多言語解説音声の作成について

- （ア）日本遺産の雰囲気にあう、落ち着いた聞き取りやすい音声とすること。
- （イ）対象言語のネイティブスピーカーによる第三者チェックを行うこと。

⑤納品期限は令和 9 年 2 月 1 日（月）とし、コンテンツの一般公開をもって納品とする。

(3) 広報チラシの作成

表示画面のデザインと統一感のある広報チラシデザインを提案すること。ただし、5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）を併記すること。

①広報チラシデザインの作成について

作成した広報チラシデザインの著作権は、協議会に帰属させること。

(ア) 校正回数：3回以内

(イ) 納品期限：令和9年1月18日（月）

(ウ) 納品方法：イラストレーター（ai データ）をデータおよびCD-Rにて提出すること。

②広報チラシの印刷について

(ア) 仕様：A4 片面カラー コート紙135kg

(イ) 印刷部数：10,000部

(ウ) 納品期限：令和9年1月18日（月）

※納品の日時については、協議会と協議の上、決定すること。

(エ) 納品場所：富士倉庫（岡山市北区大元駅前9-1）

(4) 二次元コードシールの作成

本音声ガイドシステムを利用できるウェブブラウザにつながる二次元コードシール1種類を作成すること。

①二次元コードシールのデザインについて

契約後に協議会から提供する二次元コードシールのデザイン（PowerPoint データ）を基に作成すること。なお、デザインはモノクロとする。

(ア) 校正回数：1回

(イ) 納品期限：令和9年1月18日（月）

(ウ) 納品方法：イラストレーター（ai データ）をデータおよびCD-Rにて提出すること。

②二次元コードシールの印刷について

(ア) 屋外設置の看板等に貼付することを想定し、以下（i）～（iii）を満たすシールであること。

（i）防水性を有していること。

（ii）耐候性を有していること。

（iii）汚損した際に張替えが可能であること。

(イ) 作成枚数：48枚

(ウ) サイズ：横8cm、縦12cm

(エ) 納品期限：令和9年1月18日（月）

8. 多言語音声ガイドシステムの管理運営

多言語音声ガイドシステムの管理・運用は、受託者にて行うこと。コンテンツの追加や修正、削除等の作業を除き、システムを継続利用することについて、費用を要しないこと。

9. 実施体制および実施計画の作成

本業務の目的を達成するために、次の（１）及び（２）を提出すること。

（１）実施体制

本業務の遂行にあたって、どのような人員及び体制で業務を遂行するか、実施体制（役割、所属、氏名、経歴等）を提示すること。併せて、業務実施中の連絡体制についても提示すること。

（２）スケジュール

契約後から本業務完了までの全体スケジュールを提示すること。

10. 協議

- （１）本仕様書は、協議会が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施するうえで必要な業務については、協議会との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。
- （２）受託者は、本業務の実施にあたっては、適宜、進捗状況の報告および協議を行うこと。その際の協議録は受託者が作成し、協議会の確認を得たうえで提出すること。また、協議会は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。
- （３）協議会が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

11. 契約締結後に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、協議会の承諾を得なければならない。

- （１）委託業務着手届
- （２）工程表（委託作業用）
- （３）業務責任者届
- （４）課税事業者届

(5) 下請負通知書

1 2. 業務報告書の提出について

本業務で制作した多言語音声ガイドの概要をわかりやすくまとめた業務報告書を提出すること。なお、業務報告書の提出にあたっては、事前に協議会の承認を得ること。

(1) 提出方法

①提出物：業務報告書（データ）

②提出場所：日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会事務局（岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE 推進課内）

(2) 提出期限：令和9年3月31日（水）

1 3. その他

(1) 再委託等について

①本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を協議会に提示しその承認を得ること。ただし、受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはいけない。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

②再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(2) 業務の履行に関する措置

①協議会は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

②受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から20日以内に協議会に書面で提出しなければならない。

(3) 法令・条例などの遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、次に掲げる法令・条例等を遵守すること。

①岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）

②個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

③岡山市情報セキュリティポリシー

④その他の関係法令、条例等

(4) 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権

利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。

- (5) 受託者は、本業務の実施に関連して発生した事故、または受託者の故意・過失により発注者または第三者に損害を与えた場合、直ちに発注者へ報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、その一切の責任を負い、自己の責任と負担において処理するものとする。
- (6) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (7) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 受託者は、企画提案書で提案した内容を履行するものとし、企画提案書と仕様書が抵触する場合は、仕様書が優先するものとする。